

板橋区産業融資制度 令和5年度の変更点

1 「経営安定化特別融資 2023」の実施	2
受付期間	2
対象者・融資の内容	2
申請に必要な書類（区指定様式「事業計画書」）について	2
2 区産業融資あっせん書等のお渡し日時の変更.....	3
3 板橋区産業融資申込書の変更について	3
4 利子補給優遇加算「新工ネ・省工ネ機器等導入補助金制度」の廃止	3
5 法人住民税の納税確認書類について	3

1 「経営安定化特別融資 2023」の実施

受付期間

令和5年4月3日～令和5年12月28日

※ただし、令和6年3月31日までに融資実行が完了することが条件。

対象者・融資の内容

対象者および融資の内容に変更はありません。

ご利用できるのは、各年度において1企業1回です。令和3年度及び令和4年度に経営安定化特別融資を利用した事業者が令和5年度も経営安定化特別融資を利用していただくことは可能です。

借換えについて

- ・経営安定化特別融資を除く、板橋区産業融資制度からの借換えが可能です（借換資金融資、小口資金融資借換特例含む）。
- ・東京信用保証協会の保証付きの融資であれば、**区制度でなくとも借換えが可能です**。（東京都中小企業制度融資等）
- ・複数口の債務をまとめて借換えることができます。
- ・借換えの場合は、既往債務の把握のため、借換同意及び誓約書のご提出が必要です。

※借換えが出来るのは既往債務の残高が1,000万円以下の場合に限ります。

（既往債務1口の残高が2,000万円あり、そのうちの1,000万円のみを借換えるということはできません）

申請に必要な書類（区指定様式「事業計画書」）について

経営安定化特別融資 2023 を申込み際は、専用の申込書及び事業計画書の提出が必要となります。事業計画書の様式及び記載例は板橋区 HP「【令和5年4月3日受付開始】経営安定化特別融資 2023（令和5年12月28日まで）」をご確認ください（昨年度より様式が変更されております）。

HP : <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bunka/chusho/yuushi/1045127.html>

事業計画書には、金融機関確認・所見等を記載していただく項目があります。事業者の経営支援の一環としてご協力をお願いします。

2 区産業融資あっせん書等のお渡し日時の変更

現在、区産業融資あっせん書のお渡しは、お申込みをいただいた翌営業日に行っておりますが、令和5年度（4月3日受付以降）より、あっせん書のお渡しをお申込みいただいた翌々営業日9時以降に変更いたします。

また、セーフティネット認定書のお渡しについても同様に、お申込みいただいた翌々営業日9時以降に変更いたします。

3 板橋区産業融資申込書の変更について

板橋区産業融資申込書（第1号様式）の変更を行いました。

令和5年度（4月3日受付以降）より、経営安定化特別融資以外の融資をお申込みの際は新様式「板橋区産業融資申込書（令和5年4月版）」をお使いください。

4 利子補給優遇加算「新工ネ・省工ネ機器等導入補助金制度」の廃止

板橋区「新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金制度」事業が令和2年度に終了したことに伴い、利子補給割合の優遇加算措置を廃止します。

5 法人都民税の納税確認書類について

納税証明書（原本）のご提出をお願いします（都税事務所にて取得できます）。

令和5年度より、領収書（コピー）ではお申込みできません。